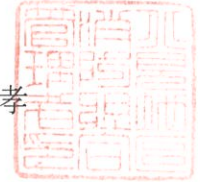


北消総 第 421 号  
令和 6 年 3 月 19 日

北見地区消防組合

監査委員 加 藤 直 信 様  
監査委員 谷 口 武 彦 様

北見地区消防組合  
管理者 辻 直 孝



令和 5 年度北見地区消防組合定期監査の結果に基づく措置について（通知）

定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。



## 令和5年度北見地区消防組合定期監査の結果に基づき講じた措置について

### ○時間外勤務命令について

#### 【指摘・指導事項】

時間外勤務手当の支給割合などについて誤りが見受けられた。管理職を対象にした研修を行うなど、確認体制の強化を図り、適正な事務処理を徹底されたい。

#### 【措置結果】

ご指摘のありました件につきましては、速やかに訂正処理を実施いたしました。なお、令和6年2月6日開催の所属長会議において、令和5年度定期監査における指摘事項を報告し、組合構成市町の諸規定の再確認及び徹底を図りました。さらに、所属長を対象とした事務取扱等の個別研修を実施するとともに、複数の職員で集計事務の確認を行い、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ります。